

議案第 6 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護関係情報」という。）」の次に「、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」を加え、同表の 2 の項中「生活保護関係情報」の次に「、国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 3 の項中「）又は」を「）、」に改め、「障害者手帳関係情報」という。）」の次に「又は国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 4 の項中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「国民健康保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

各種医療費の助成に係る事務処理において利用することができる市長が保有する特定個人情報の種類を追加するため提案するものであります。